

研究ノート

# 政策秘書制度は機能しているのか

—インタビュー調査からの考察—

新美 貴英

(安田女子大学現代ビジネス学部)

## —要旨—

国会議員政策担当秘書の制度創設から30年を迎えた。しかし報道等で、政策秘書制度が十分に機能していないとの批判がしばしば見られる。そこで本論文では、政策秘書経験者へのインタビューを通じて、その業務内容を調査した。あくまでも一つの事例ではあるが、インタビューの結果、①国会議員、選挙区、業界団体、行政官庁のあいだにはいる「仲介者」機能、②委員会質問等における「ファクトチェック」機能、③広報・宣伝業務を通じた「政治情報の伝達」機能、を政策秘書が果たしている可能性があることが明らかになった。また先行研究では否定的な意見が多かった「選挙対策活動」への政策秘書の関りについても、必ずしも否定的な側面ばかりではないことが示唆された。

[キーワード] 国会議員政策担当秘書制度、立法府の役割、政官関係

## 1. はじめに

国会議員政策担当秘書（以下、政策秘書）の制度創設から30年を迎えた。国会議員の政策立案や立法調査を支える専門家として、1993年に国会法改正が行われて導入が決まったのが、政策秘書だった。政策秘書は、「官僚主導から政治主導への転換」を象徴する存在ともいえる。すなわち、政治・行政に民主的コントロールを及ぼす存在として期待されていたのである。しかし、30年が経過した現在、制度の目的は十分に達成されているのだろうか。報道でも、政策秘書制度が十分に機能していないとの批判がしばしば見られる。筆者の私自身も、政策秘書に在職中、制度の理想と現実を間近に見てきた。より詳しい検証が求められる政策秘書制度であるが、政策秘書に関する本格的な研究は少ない。

そこで本研究では、政策秘書制度の実態と課題を解明するために、政策秘書経験者に対してインタビュー調査を行った。政策秘書としての役割や政治家との関係、官庁や地元、業界団体との交渉、キャリアパスやスキル、日常の苦労や制度の課題などについて、経験者から生の声を聞き出した。そのインタビューの内容をオーラル・ヒストリーとして再構成し、分析することで、政策秘書の実態と課題に迫った。

本稿の構成は、つぎの通りである。まず「2. 問題の所在」では、政策秘書制度に関する先行研究の現状をまとめ、問題の所在をみていく。次の「3. 研究方法」では、調査の目的と仮説、そしてインタビューの対象と方法について説明する。そのうえで、「4. インタビュー内容」では、今回行ったインタビュー内容の具体的な中身を記述する。「5. 考察」では、今回のインタビュー調査で明らかになった政策秘書の実態と課題、そして制度の改善策について考察を加える。

## 2. 問題の所在

政策秘書に関する先行研究は少ない。そのため、政策秘書のみならず「議員秘書」にまで範囲を広げて、先行研究のうち主なものを概観する。研究者の立場からの研究として、平田有史郎、岡田順太の研究を取り上げる。加えてメディア関係者からの研究として、橋本五郎・大久保好男・玉井忠幸の読売新聞政治部グループを中心とした研究を取り上げる。そして、政策秘書経験者による研究として、佐々木孝明、櫻田淳、岡田裕二による論説を取り上げる。

先行研究をみていく前に、まず議員秘書の分類と、政策秘書制度について説明を加えたい。議員秘書には、国

費で給与が支払われる「公設秘書」と、議員個人が雇う「私設秘書」が存在する。公設秘書は、各事務所最大3人まで雇うことができる。公設秘書には、任用にあたって資格が必要とされる「政策秘書」と、資格が必要とされない「公設第一秘書」、「公設第二秘書」が存在する。

つぎに「政策秘書」の説明に移る。政策秘書は、国会議員の政策立案及び立法活動を補佐する秘書のことである。先述の通り、国会議員が国費で雇用できる「公設秘書」3人のうちの1人である。政策秘書になるためには、資格が必要である。政策秘書資格を得るには、いくつかのルートが存在する。大別すると3つのルートである。

#### (1) 試験組

衆議院および参議院が主催し、年1回行われる「国会議員政策担当秘書資格試験」に合格するルート。合格率は5～10%程度で、国家公務員総合職試験と同等以上の難易度とされる。本稿では「試験組」と呼ぶこととする。

#### (2) 資格組

司法試験合格者や博士号取得者など、高度な資格を有する者たちが認定を受けて取得するルート。本稿では「資格組」と呼ぶこととする。

#### (3) 研修組

公設秘書経験が10年以上（原則）ある者が研修を受けて、政策秘書資格の認定を受けるルート。彼らについては、「認定組」、「研修組」、「ベテラン組」などと呼ばれる。本稿では、「研修組」と呼ぶこととする。

国会議員の政策立案・立法調査機能を高めることが政策秘書制度の目的だった。したがって、政策秘書には、政策に関する高度な専門知識を持ったものが就くことが望ましい。つまり、「(1) 試験組」ないし「(2) 資格組」からの就任が制度趣旨にかなっていると言える。しかし、現実には最も多く採用されているのは、公設秘書経験を経て政策秘書になる「(3) 研修組」である。

議員秘書に関する研究を通観してみれば、2002年から数年間に、多くの著作や論説が発表された。2002年は、公共事業をめぐる元議員秘書による“口利きビジネス”が明るみになった年である（業際研事件）。加えて、国会議員が公設秘書の給与を国から騙し取る事件も起こった（秘書給与流用事件）。こうした一連の事件を受けて、2002年は「議員秘書」が大きくクローズアップされた年となった。そこで、議員秘書に関する報道や出版が盛んとなったのである。

議員秘書に関する本格的な研究書として、まず平田有史郎の『議員秘書の研究』を取り上げたい。1998年に初版が発刊され、新版として2002年8月に新たに発刊された書籍である。本稿では、2002年発刊の新版をも

とに、その内容を紹介する。平田（2002）は、公設秘書の歴史や制度、私設秘書の実態、主要各国の秘書制度などを整理し、秘書制度の課題をまとめている。なかでも本稿のテーマと深く関連するのは、「第三章 政策秘書」の箇所である。

政策秘書制度は、1991年に設置された「国会議員の秘書に関する調査会」（秘書調査会）<sup>1</sup>の答申を受けて、国会で議論されていくこととなる。この秘書調査会の答申は、単なる秘書の増員（第三秘書の新設）ではなく、「議員の政策立案・立法調査機能を高めるため、議員の政策活動を直接補佐する秘書」<sup>2</sup>すなわち「政策秘書」の創設を求めるものだった。しかし、政策スタッフよりも、単に秘書増員を求めている国会議員たちによって、答申の理想が歪められていった。その経緯が、平田（2002）では克明に記されている。そのうえで、「政策秘書制度は、まさしく議員の本音（第三秘書）と答申の建前（政策スタッフ）の妥協の産物であった」[平田2002:43]と結論づけている。そして、平田（2002）は政策秘書制度を改善するため、次のような方策を示している。

議員の政策活動を活性化するためには、政策秘書本来の目的に戻さなくてはならない。法制度の整備という面からは、資格試験合格者だけを採用して質的向上を図ること、政策秘書の委員会陪席を認め、議員に助言することを可能にすること、政策秘書の選挙活動に一定の制限を設けること、政治資金関係から完全に排除することなどが肝要となろう[平田2002:101-102]

制度の運用面からは、議員・他の政策秘書・党の政審スタッフとともに、政策目的別のチームを編成して活動することなどが考えられる[平田2002:102]

先述の通り、2002年に入り、議員秘書に関する報道や出版は活発となった。同年11月には、橋本五郎・大久保好男・玉井忠幸の読売新聞政治部グループを中心とした著作『議員秘書の真実』が刊行されている。選挙対策や政治資金と秘書との関係、青木伊平（竹下登元首相秘書）、楠田實（佐藤栄作元首相秘書官）、鈴木宗男（中川一郎元農相秘書）などの実例、秘書制度の歴史、外国の秘書制度、秘書の現状と課題といった内容が本書には盛り込まれている。本書では、政策秘書に関して、「国会法第一三二条二項は『議員の政策立案及び立法活動を補佐する』と定めている。しかし、実態は、この目的から大きく離れ、事実上、『最も給与の高い三人目の公設秘書』に過ぎなくなっている」[橋本ら2002:219]と、制度趣旨と勤務実態が乖離していることを問題視している。そしてその解決策の一つとして、「(公設—引用者注)第一、第二秘書が政策秘書に横滑りする道を封じることである」[橋本ら2002:220]と提言している。すなわち、

「研修組」ルートの廃止を提言しているのである。この点、橋本ら（2002）と平田（2002）は、同じ見解であると言える。加えて、服務規程に関しても提案がなされている。

解職を含む人事権を議員が握り、選挙で落選すれば、秘書も失職する関係にある以上、政策担当の秘書だからといって、選挙活動や資金集めに一切、関わらせないということは、実際には不可能だろう。しかし、放置すれば、ますます政策秘書制度の目的から乖離し、国民の信頼を損ねることになりかねない。アメリカでも、建前上は、秘書の選挙運動を禁じている。日本でも何らかの歯止め策が求められる[橋本ら2002:224]

なお後述するように、政策秘書の採用を議員が決めることに対して批判もある。採用権者が議員であるため、制度の形骸化を招いている、というのである。そのため、政党や立法院（衆議院・参議院）に政策秘書が帰属するよう制度改正すべきだとの意見がある。こうした意見に関して、橋本ら（2002）は、否定的な立場をとっている。

政策秘書を政党に帰属させることには、さまざまな問題点があることも忘れてはならない。

政策秘書を政党が一括採用するシステムを導入した場合、政党の政務調査会などの部会担当職員が政策秘書に置き換わり、政党職員の人件費を国が負担しただけ、という結果になる恐れがある[橋本ら2002:223]

つづいて、政策秘書経験者の論説を取り上げたい。佐々木孝明は2002年5月、『文藝春秋』誌上に、政策秘書制度に関する論説を発表している。この論説のなかで、政策秘書の採用ルートに関して、「試験組は少数派で、認定組（本稿でいうところの『研修組』のこと一引用者注）の方が多数派を占めている」[佐々木2002:152]と、試験を受けていない「研修組」政策秘書が多数を占めている現状を批判している。また、政策秘書の勤務実態について、つぎのように記している。

初期の政策秘書試験合格者は、年齢も経歴も様々だったが、政治家主導の政策立案の実現という理想をそのまま信じて、永田町に飛び込んできた人が多かった。しかし、しばらく経つと、辞めてしまった人もいたし、議員の地元に戻り付いて、後援会の組織固めばかりやられ、東京でまったく姿を見かけなくなった人もいた。また若い人ほど事務所内の人間関係に悩んでいた。[佐々木2002:154]

こうした実態を記したうえで、政策秘書制度の改革の

ために、3つの提案をしている。提案内容は、「第一に、議員秘書を十年務めれば研修を受けて政策担当秘書になれる認定制度はやめる」[佐々木2002:155]、「第二に、政策秘書の身分規定と服務規程を明確に制定する」[佐々木2002:155]、「第三に、採用形態を議院や政党にまで広げる」[佐々木2002:156]というものであった。第一の提案は、先述の平田（2002）や橋本ら（2002）と同様で、本稿でいうところの「研修組」ルートの廃止提案である。第二の提案は、具体的には「選挙活動への従事とか、資金集めの仕事を政策秘書には禁ずるべき」[佐々木2002:156]というものである。第三の提案は、組織による政策秘書の身分保障を可能とするとともに、議会や政党の調査能力を高めることを狙いとしたものだった。

佐々木孝明と、同じく政策秘書経験者の櫻田淳による共著論説「政策担当秘書制度は、このように改革せよ」は、2002年6月に『中央公論』で発表されている。この論説では、まず政策秘書と他の秘書を厳密に区別することが提言されている。具体的には、「第一に、政策担当秘書は、身分上、衆議院・参議院に属することを法律の上で明確にする」[櫻田・佐々木2002:71]、「第二には、雇用主あるいは採用権者を衆議院・参議院とした上で、各議員、各政党に一定期間だけ派遣されるという制度にすべきである」[櫻田・佐々木2002:72]、「第三には、政策担当秘書と他の公設秘書の給与体系を明確に分けることである」[櫻田・佐々木2002:72]と述べている。

加えて、政策秘書の服務規程に関する改革もこの論説では提言されている。具体的には、「第一に、政策担当秘書が選挙活動及び政治資金調達活動を行うことを禁止する」[櫻田・佐々木2002:74]、「第二に、民間企業、利害関係団体を含め、政策担当秘書の兼職を原則として禁止する」[櫻田・佐々木2002:72]、「第三に、政策担当秘書には職務の上で知り得た秘密を守る義務を負わせる」[櫻田・佐々木2002:75]、「第四に、政策担当秘書は、任期を二、三年に限定した契約制とし、その契約更新時に、各々の活動あるいは研究成果としての「政策文書」の提出を義務づける」[櫻田・佐々木2002:75]というものだった。特に第一提言は、平田（2002）が求めている「選挙活動に一定の制限」[平田2002:102]や、橋本ら（2002）が求めている「何らかの歯止め策」[橋本ら2002:224]と同等か、もしくはそれ以上の厳しい制限を課す提言だと考えられる。

またこの論説は最後には、「現行制度上、『博士号取得』となっている資格認定基準を『修士号取得』に緩和するとともに、『公設秘書を十年務めたうえで研修』という認定要件を廃止すること」[櫻田・佐々木2002:75]という提言が示されている。後段部分は、平田（2002）や橋本ら（2002）と同様に、「研修組」ルートの廃止を訴えるものだった。



議員秘書がクローズアップされた2002年から2年後、政策秘書経験者の岡田裕二は、論説「理想の議員秘書制度に向けた一考察」を発表している。本論説では、アメリカと日本の政治制度の違いに言及しながら、「議員秘書は一旦衆参両院の職員として採用され、そこから各議員の事務所に向向のような形態をとる大臣秘書官型とすることが理想である」[岡田裕二2004:30]としている。また、そこまでの改革が難しいのであれば、「政策秘書の職務規定の詳細化及び厳密化」[岡田裕二2004:30]と「秘書経歴による資格試験免除の廃止」[岡田裕二2004:30]を行うべきだと述べている。

さいごに、岡田順太の研究を取り上げたい。これまで紹介してきた論説では、政策秘書を議員による採用ではなく、政党や立法院といった機関による採用に転換するべきだとする提言が多かった。岡田順太の論文では、この点について、否定的な見解が示されている。

高度な政策担当秘書試験に合格して採用された秘書は、能力や意識が高いと評価されている点は、いくら強調してもしすぎることはない。このことは、調査会答申の内容が誤っていなかったことを示すものである。

ただ、各種の論考の中で、政策担当秘書に有能な人材を登用するためには、議員による人事権の乱用や議員の選挙での落選に伴う失業という身分の不安定性を克服する必要があるというものが見受けられる。しかし、議員秘書制度が、過度にメリットシステム化し、官僚化すれば、スタッフの能動性が失われ、政治任用の意義が薄れてしまうことになりかねない。[岡田順太2005:36]

このように、政治任用の意義を強調する観点から、各議員による政策秘書採用を肯定している。この点、岡田順太(2005)は、橋本ら(2002)の見解に近いと考えられる。

以上みてきたように、先行研究者たちの精力的な努力によって、議員秘書に関する研究は一定の成果をおさめている。しかしながら、議員秘書が注目を集めた2002年とその後の数年間を除き、議員秘書(とりわけ政策秘書)への関心は下火となっていった。2002年の秘書給与と流用事件を契機に政策秘書制度への関心が一時的に高まったが、事件の風化とともに関心は薄れていったのである。政策秘書に関する研究書や論説のほとんどは、2000年代前半に発表されており、現時点から20年も前のものである。本年(2024年)再び公設秘書給与を巡る新たな詐欺事件が報道されているが、政策秘書制度の意義を再考し、あらためて現状と課題を明らかにする必要がある。<sup>3</sup>

これまで見てきた主な先行研究では、おおむね次の二つの問題に焦点が当てられていた。すなわち、①採用ルートの問題(「研修組」が多数を占める現状)および、②業務内容の問題(議員の政策能力の強化という制度趣旨に反した実態)である。この2つの問題について、現在どのような状況となっているのか、調査する必要がある。本稿では、特に②の業務内容について調査をしたい。政策秘書は、政治家の右腕として、政策立案や選挙活動、メディア対応など、多岐にわたる業務をこなす。しかし、たとえば宛名書きや運転手など制度趣旨から離れた業務内容も多いとの指摘が、2017年の報道でも確認できる。<sup>4</sup>

本稿では、政策秘書制度の現状と課題について、政策秘書自身の声を聞きながら分析する。政策秘書は、どのような業務を行っているのか。政策秘書は、どのような困難や問題に直面しているのか。本研究は質的研究であるため、あくまで「一つのケース」ではあろうが、こうした事柄について、インタビューを通して明らかにしていきたい。政策秘書の実態を明らかにし、政策秘書制度改善のための手がかりを探っていく。

### 3. 研究方法

研究方法は、文献調査とインタビュー調査を主とした。事例研究アプローチから、政策秘書制度の実態を明らかにする。すなわち本研究では、質的調査(定性的調査)を採用する。インタビュー対象者を一人にしぼり、政策秘書経験者の生の声を丁寧に聞き取り、その「ことば」をできるだけ記録することで、政策秘書の実態に迫っていく。<sup>5</sup>

先述の通り、政策秘書制度に関しては、導入後約30年経つが、期待された役割を十分に果たしきれていないとの指摘も多い。現段階の仮説として、採用制度に問題があること(公設秘書経験10年で政策秘書資格が付与される「研修組」が存在すること)、マンパワーが不足していること、業務内容が制度趣旨とかけ離れていることなどが制度課題として予想される。本稿では特に業務内容について、インタビュー調査を通して、実態の一例を明らかにしていきたい。<sup>6</sup>

調査研究に際しては、適切に人権を保護し、法令を遵守することに努めた。研究参加者(インタビュー対象者)に対しては、研究内容等について説明文で詳しく説明し、自由意思で参加の同意を得ている。

インタビューは、2023年11月10日に、政策秘書経験者の大沼一弘氏に行った。大沼氏のプロフィールは、以下の通りである。

大沼 一弘(おおぬま・かずひろ)氏

1978年生まれ。早稲田大学法学部卒業。2006年に国会議員政策担当秘書試験に合格。参議院議員増子輝彦(民

主党) 政策担当秘書、衆議院議員山口和之(民主党) 政策担当秘書、参議院議員丸山和也(自由民主党) 政策担当秘書を務める。

大沼氏は三つの事務所の勤務経験があり、自由民主党と民主党の双方の秘書経験を有する。与党と野党の経験もあり、衆議院と参議院も双方経験している。選挙区と比例区の違いも経験している。そのため、政策秘書が置かれている現状に対して、多角的に通じていることが予想され、有益なインタビュー結果が得られると考えられた。

2023年11月10日に実施したインタビューでの質問項目は、(1) 政策秘書に就いた経緯、(2) 政策秘書として担当した業務内容、(3) 政策秘書制度の問題点と改善策、であった。質問項目をおおよそこのように整理してインタビュー対象者に示したため、本研究の調査は「半構造化インタビュー」にも分類されうる。ただし、話の脱線なども止めることなく聞き取り、インタビュー対象者にできる限り自由に話してもらった。そのため、話者(調査対象者)主導型となっている。また、インタビュー対象者に自分自身の人生を振り返ってもらい、特定のテーマに関する体験や思い出を語ってもらうことで研究を進める、という形式をとった。そのため、「テーマ・ライフストーリー法」を用いた事例研究の側面が強くなっている。<sup>7</sup>

つぎに、インタビュー内容を具体的に見ていく。先述の通り、本稿では政策秘書の「業務内容」を中心に考察を加えたい。そのため、(1) 政策秘書に就いた経緯については割愛し、(2) 政策秘書として担当した業務内容、(3) 政策秘書制度の問題点と改善策を次章では収録する。

#### 4. インタビュー内容

2023年11月10日に、政策秘書経験者の大沼一弘氏にインタビューを行った。質問項目はあらかじめお伝えしたが、できるだけ自由に語ってもらっている。話しやすいように、時系列にそって話を伺った。入職の経緯から話を伺ったが、本稿では割愛する。最初に勤務した事務所での仕事内容から掲載する。大沼氏が最初に勤務した事務所は、増子輝彦事務所(民主党、当時参議院議員)だった。増子輝彦氏は、1947年生まれの元国会議員である。福島県議会議員を経て、衆議院議員(3期)、参議院議員(3期)を務めた。経済産業副大臣、民主党副代表にも就いている。

略号： ——は筆者からの質問。  
「 」は大沼氏からの回答。  
< >は筆者による解説、考察。

——増子先生は、当時まだ野党の議員でしたよね。

「働いていたのは2008年なんだけど、その翌年の2009年に、民主党は政権を取るんだよね。あの頃の民主党は、もう“イケイケどンドン”の印象があっただけ。増子先生は、1994年に自民党を離党する前から商工関係に明るい人だったし、当時も経済産業委員会に所属していた。そこで、経済産業省の役人たちは、政権交代前年にして、『あー、これ政権交代あるな』って見越してさ、よく事務所に寄ってくるわけ。『先生こんな感じですよ』って、役人がすり寄ってくるというと、語弊のある表現かもしれないけど、事前に、丁寧に議員レクチャーをしてくれる印象はあった。参議院においては、自民党が過半数割れで、民主党が実質与党的な立場になっちゃっていた。予算は衆議院の優越で成立しても、法律が成立しなければ行政はできない。だから、そういう意味で言うと、与党の秘書に近かった気がする。やっぱり役人っていうのは、省の政策を通すのが第一義だろうし、そのためならば“機を見るに敏”でさ。本当に、本当にすり寄ってくるんだよね」

——増子先生はどんな先生でしたか。

「ボスはね、時間が少しでもあれば、地元に戻りたがる人だった。郷土愛は強かったし、頻繁に地元に戻って、地元の人と会って話すことで、地元や住民、特に支持者が抱えている問題点を拾っていったわけだね」

「もう1つ大事なのは、永田町にいて、全国の新聞を読むことができること。色々な、見たこともないような地方の新聞も見ることができる。ああいうようなものを見て情報を得る。全国紙は取り上げなくても、地元紙には載るような記事、それこそ訃報も含めてね。ローカルな視点をボスは大切にしていた。そのローカルな視点を、いかに中央の政治に提起し、全国的な問題に落とし込むかっていう才能にとっても長けていた政治家だったんじゃないかなと思う」

——なるほど。政策秘書としては、どんな業務が印象に残っていますか。

「議員が所属委員会でする質問原稿、そういうものを、政策秘書として作るっていうのは、やっぱりこれは基本的な任務としてある。僕は三つの事務所を経験しているけれど、最初の増子先生の時には、会合の日程調整とか電話対応とかっていうのは、別の秘書がやってくれていた。増子先生もそうだったけど、政治家っていうのはさ、“statesman”なわけですよ。言いたいことがあるから、政治家になっている。秘書が、あるいは場合によっては役所が、『先生、こんな質問内容はどうでしょうか』なんて用意したのを見て、それをそっくり100パーセント真に受けて委員会などで話すような政治家は、はっきり

言って政治家をやめた方がいいと思う。『お前、そんなこと聞いてもしようがないだろう』と言われたり、『ちょっとこういうことについての事実関係、背景を調べてみて』と言われたり。そういうやり取りを議員とした」

——委員会質問に関して、もう少し詳しく教えてください。

「議員から、ちょっとこの辺についての資料が欲しいとか、もしくは、この辺について説明してほしい、といった要求が私にある。そうしたら、その委員会を主担当とする、例えば、経済産業委員会だったら、経済産業省に対して、資料要求やレク要求をする。また、議院事務局の委員会担当の調査室、国会図書館の調査及び立法考査局にも、その専門に通じた方々がいる。議員が忙しければ、じゃあ、私が話を聞きましようといったことになる。そこから質問づくりが始まる。それは政策秘書として、少なくとも“政策”っていう言葉がついている限りは、こういう業務はやっぱり僕の任務だっていう認識はあったよね」

「増子先生の場合は、基本的に何を聞きたいかっていうのは、ボスが全部頭の中で練っているから、そのソース的なものを一生懸命探し出すってことが、僕のその当時の仕事だった」

——ソース的なもの、というのはどういうことですか。

「質疑と答弁内容は会議録にも載ってしまうわけだからさ。たとえば、事実や数字が全然違うとか、後で訂正しなきゃいけないようなことになっちゃうと、情けない話になる。不正確なことにならないように、いわゆる『ファクトチェック』をする。ファクトチェックをする役割は、与党だろうが野党だろうが政策秘書にはあったよね」

——なるほど。ファクトチェックは、確かに大切ですね。

「委員会質問に関しては、その後も大切だよな、結局、政治家だから、選挙に当選しなきゃいけない。役所とやり取りをして、委員会で質問する。でも、自分を選んでくれた選挙区に対してさ、じゃあ、それは一体どういう意味があるの、ってことになるわけ。じゃあ、委員会で質問しました。たとえばボスなんかよくやったのは、当時、あのリーマンショックの前だったからさ、原油の価格が高騰して、1バレル140ドルくらいだったわけだよな。そうすると、たとえば地元のクリーニングの業者さんを助けないといけない。クリーニング業なんていうのは、運送業ではないし、原油との関連がピンとこない人が多いかもしれないけれども、ドライクリーニングにおいては有機溶剤を使うし、包装にプラスチックも使うし、色々と石油製品を使っている。だからこそ、そこに

対して何か対策を打ったほうがいいんじゃないかと求めたりね」

「ボスは、世襲ではない、たたき上げの政治家。野党所属であってもちゃんと政治家として選ばれている。その理由は、質問を聞いていてもわかったね。霞が関なんていうのは、予算や政府提出法案を国会が賛成してくれたら、もうそれで万々歳。ただ、議員は、じゃあそれをどうやって地元フィードバックをするかってことだよな。で、そのフィードバックの役割を、やっぱり政策秘書に求めてくるようになる。つまり、『ボスがこんな質問しました。こういう内容です』って、会議録をただただコピーアンドペーストして載せても、そんな文章、誰も読まないでしょ。瓦版とか、なんとか通信みたいなものを作る。今だとSNS、当時はまだブログだったよね。地元に向けて、ブログでいかにちゃんと表現するかも大切。つまり、マスメディア的な仕事っていうのも、政策秘書の役割としてはある。多分、今は昔以上だと思う。メディア的な役割、炎上対策も含めて、議員事務所として発信する能力。そういうものも、政策秘書の仕事の中では、大事な分野じゃないかな」

——宣伝、広報といったところでしょうか。確かに、政策が分かっていると伝えることも難しいと思うので、政策秘書の仕事として相応しそうですね。

「そうそうそう、宣伝、広報だよな。一般の人にも分かりやすく発信する。『今お前が言ったこと、小難しく聞こえてしまえば、みんなが理解できるわけじゃないぞ』とね。いかにちゃんとみんなが分かりやすいように言うか。『霞が関を相手に政治をやってるんじゃないんだよ』ってボスからいつも言われたね。そういうような野武士的な政治家だった、最初に仕えた増子さんはね」

——野党として政府を攻撃する、といった姿勢の質問は、よく目にします。野党の議員は結構やっていると思います。逆に、増子議員のような、地元に対して色々還元したいみたいといったタイプは、野党の議員としてはどうやって評価されていくのでしょうか。与党の場合はやりやすいと思うのですが。政策秘書としてはどういうふうなサポートするのでしょうか。

「それ大事な視点だよな。単純にガーガーとがなり立てて、マスコミが目指して行って知名度上げるっていうのは1つの方法だけど、やがて『だからなんですか』ってだんだんしらけムードになっている通りでさ。基本的に、制度っていうのは、与野党問わず平等。だけど、与党に集まる情報量が多いから、与党の秘書だったら『こういうものがありますよ、ああいうものもありますよ』っていうのは地元の支持者に対しても言いやすい。



たとえば、事業を始めたいとか、それに関する補助金とかありませんか、という時に、役所の人に来てもらって話をしてもらってというのは、それは与党の政治家だったらなおさらお願いしやすい印象もある。ただ、じゃあ野党だと二倍もなく断られるかという、そんなこともない。少なくとも制度は平等なわけだから、もし野党を支持する人であっても、こういうことしたいんですけど、あるいはこういう問題があるんですけど、って言われた時に、そこはしっかり役所にフィードバックする。その方にも、状況や結果を伝える。それは、与党も野党も関係ないと思う」

「今の野党でも、政権与党に対して提案をしていく提案型の野党と、対決型の野党があるよね。野党の中においても、その先生自身の、気質とか性格とかあると思うんだけど、与党が出してくる政策に対して、自分自身が、賛成なのか反対なのか、全面的に賛成はできないけど『ここはいいよね』みたいな立場だったら、やっぱり、そこは政策秘書として、その先生の意図をくんで、『この点はいいけど、でも、ちょっとここはこうの方がいいですよ』っていう説得の仕方っていうのは、当然、質問の中にも盛り込む。説得的な議員質問として、ありだと思っただよね。議員の発言は会議録に永遠に残るわけだから」

「なんでもかんでも反対、反対でさ、もう最終的には、多数決でおまえの言っていることはなんも反映されないよ、ってことになるぐらいだったら、賢い政治家や、その政治家に仕える秘書だったら、法案や政策の良さを褒めつつも、提案をする。改善策や要望を発言し、記録に残す。たとえば、ある人たちを救済するような法案があった時に、『確かに救済されるからみんな賛成なんだけど、でも、そこからこぼれる人も出てくる。じゃあ、そういう人に対してはどうするのですか』とか、『あなた方からは見えてないんでしょうけど、私たちからは見えていますよ』といった具合に、別の見方を示してこそ、やっぱり野党の存在意義があると思う。委員会質問がなぜあるかっていうのは、単純な手続き的な話じゃなくて、実際の、問題点を洗い出す場として、そこはやっぱり機能してないと意味がないんじゃないかなと思う」

——政策秘書にとって、委員会質問は重要な仕事の一つですね。

「そういうような議論を充実させるために、政策秘書制度っていうのが作られた。国会法132条2項に『議員の政策立案及び立法活動を補佐する秘書』と書かれているとおり、政策秘書制度が作られた本来の趣旨だと思うんだよね。だから、そこを否定しちゃうと、正直言うと政策秘書っていませんよねって話になっちゃうんで、こ

こって結構肝じゃないかな」

＜増子輝彦事務所での業務内容についてこれまで語っていただいた。大沼氏が政策秘書として、「ファクトチェック」する役割を果たしていたこと、また「宣伝・広報」の仕事を担当していたことが確認できた。

つぎに伺ったのは、山口和之事務所における話である。大沼氏は、増子事務所を退職した後、山口和之事務所に勤務することとなった。山口和之氏は、1956年生まれの元国会議員である。2009年から2012年まで衆議院議員を務められた後、2013年から2019年まで参議院議員を務められている。＞

——ありがとうございます。次に勤められた議員事務所についてお話をお聞かせください。

「2人目に仕えたのは、もともと福島県で理学療法士をされていた山口和之さんって方。増子輝彦さんを支持していた。民主党が躍進した2009年の総選挙で、民主党から比例東北ブロックでその方が当選されたので、政策秘書に就くことになった。それが2010年の2月だった。だから、1年ちょっとのブランクを経て、もう1回、今度は衆議院に戻ってきたんです。

ただここは、事務所内のスタッフの方との人間関係がうまくいなくて、1年ほどで退職した。その方とはその後、議員会館内でお会いすることもあれば立ち話もしたもので、同じ職場でなければ、と言ってはおかしいけど、和やかに話せたと覚えている。多少距離を置いたほうが、相手を良く見える時もあるよね。また、一緒に仕事をしていた際は、自身の能力や配慮が足りなかったせいもあったんだろう。何を言いたいのかというか、これは結構重要で、政策秘書に限らず、秘書間における“事務所問題”だとも思う。今の議員会館は、旧議員会館より物理的には広くなったものの、それでも狭く感じられる議員会館のなかで、また、議員会館と地元の事務所において、いかに事務所内のスタッフと仲良くできるか、協力できるかは、永田町で秘書として生き残れるかどうかを左右すると思うんだよね」

「山口先生は、与党の議員だった。民主党が与党だった時の衆議院議員。山口先生は、理学療法士で、初めて国会議員になった人だった。当然、理学療法士であるからこそ、厚生労働委員会に所属したくて、所属していたこともあった。医療・介護・福祉に果たす理学療法士の役割は大きいと、やっぱり、本人もとてもやる気があった。与党議員として、質問が回ってくるよね。与党だから、政府の出す法案、たとえば介護制度に関する法案などには、当然、賛成が前提になる。ただ、どうしても、医療従事者としての視点から見ると、色々ツツコミどころがあるわけだ。だから、その辺っていうのは、ある意

味、与党ではあるんだけど、問題点を指摘することになる。そしてその際、自分を支持してくれている団体が、どういう要望を持っているかということをもまず重視する。それは私のボスに限らずね。自分の支持母体がどういうことを望んでいるかによって、時には与党であっても、政権と対決的な内容という表現が強いけど、そんな質疑内容になったりする。問題点を、たとえばその支援団体の会長等の役員、事務局から伺って、じゃあこの問題点は、委員会で質問する時にどういう風な表現内容になるのか、といった話は、議員とよくした。じゃあその時、与党と野党の違いは何かって言うと、いきなりその委員会の場において突如、『大臣、これはどうなんですか』みたいなことをしないということ。与党はそれをやっちゃいけない」

「事前に、役所に対して、『こういう問題意識がある』と、『この点についてはどうなんだ』と、問いたです。たとえば、法案でこう書いてあるけど、実際の運用の面においてはどうなんだ、と。与党だからといって、『はい、なんでも賛成、素晴らしいですね』とだけ言ってるんだったら、拍子抜けした委員会になってしまう。ますます与党の質問時間は要らないということになる」

—質問づくりは、役所以外にはどこかと相談されたりしていましたか。あるいはどういった資料を基に作られていましたか。

「まず業界団体の要望や問題意識を聞いたうえで、質問を練っていくケースが多かった。

ちなみに、比例区の場合は、特に各種団体の存在を感じたよね。比例代表ともなったら、事務所スタッフだけで選挙を回すなんてできるものではない。急に選挙の話になってしまったけど、議員が国民の代表として質問の機会を得るといえるのは、言うなれば、支援団体が質問の機会を議員に与えるために頑張るといえることでもあるから、関連性は大きいんだよね。地方の選挙区か、比例区かということで、政治家や政策秘書のあり方はとても違うと思う。比例区っていうのは、もう政策に関わる人は1人じゃない感じ。どういうことかと言えば、業界団体のなかで政策局みたいなものがある、そこで色々な提言が出されてきて、それを政策秘書として拾い上げる。これはいいんじゃないとか、これはちょっと無理そうだとか、たとえばそういうことを、議員とちゃんと話して意思疎通をする。そのうえで、それを中央の政策に生かしていく。国会議員を支えてくれている団体の、いろんな人たち、いわゆるシンクタンク的な組織との関係も、とても大事になる」

＜以上、山口和之事務所での業務内容について語ってもらった。比例区における各種団体の存在の大きさをうか

がうことができる内容だった。つづいて、勤めることになった丸山和也事務所での話を伺った。丸山和也氏は、1946年生まれの元国会議員である。弁護士やタレントなどマルチに活躍され、2007年から2019年まで参議院議員を12年間務められた。＞

—3人目に仕えられた丸山和也議員のもとでは、どのような仕事をされていましたか。

「丸山事務所の時ね、役所とやり取りするうえで、あいだに入っていることが多かった。たとえば役所からの話をボスに要約して伝える。ボスの言いたいことを役所に伝えたり、ボスが聞きたいことを役所から引き出したり。ボスは人情派の性格だから、あんまり拘り定規な役人たちと話をするのは、好きじゃなかったような気もするね。もちろん全部が全部やり取りをしなかったわけではないけど。たとえば自民党の中で、法務部会長の役職を得た時に、当然のごとく役人たちは先生にレクチャーをしたいとくる。『ご説明させてください』と言ってくるわけだよ。そうすると、丸山先生は『まずは代わりに聞いておいてくれ』って言うわけだ。それで、話の中身を吟味して、その話の軽重も判断する。大事なことだったら、先生に詳しく話をする。『ちょっと先生、この辺のことが問題になりそうですよ』といった具合に。最終的に、政務調査会にボスは出なきゃいけないわけだから。党の政務調査会は大切で、そこが通らないと、内閣提出法案（閣法）にはならないわけだから」

「質問内容から脱線するけど、丸山先生は、弁護士だったから、党の内部の議論の時に、一言スパッと場面もあったよね。表には出ないけれど。たとえば、最高裁判決で『一票の格差』が問題となって、最終的に、高知と徳島、鳥取と島根を合区にせざるを得ないとか、あったよね。そういう時に、『そんな最高裁判決なんて気にしないでいいだろう』とまで言う人もいた。それはそれで、選挙区を調整するのは、国会議員にとっては切実で、死活問題になるわけです」<sup>8</sup>

「だけど、丸山先生は、『やっぱり最高裁判決というのは、それだけの重みがある』、『今回は違憲状態だっていうことだけで済んでいるが、もし次の選挙の時にもこのままだったら、今度は本当に違憲で無効とまでなるかもしれないよ』と発言されていた。至極まともなことなんだけど、そういうことを、やっぱり弁護士の肩書きを持っている国会議員の発言だからこそ、『やっぱり今の状態に代わるベターな制度を作るしかないんだな』といった論調もあっていていたと思う。党の会議の中でも、そういう潤滑油的な役割を、果たされていたと思うんだよね。余談ながら、法務族で、党の司法制度調査会長として、法科大学院問題の今後についての議論にも深く関



わっていた。内閣官房に当時設置されていた法曹養成制度改革推進室事務局の役人は、検察庁からの出向者もいたけど、司法修習期において皆後輩にあたるわけで、彼らとよりよい制度づくりを議論されていたのも印象に残っている」

「党内部での議論において、『あ、丸山さんいいことを言っているな』とってくれていた議員も、当然いたと思う。なかには、タレント議員と見做して『何を言っているんだ』と思っていた人もいたとは思いますがね。政策秘書の僕としては、たとえば部会で丸山先生がこういうこと言っているんだしたら、それに関係するような内容のことを、一生懸命調べて、先生に報告しよう、と考える。政策秘書としてさ。たまたまの配属の結果で仕えることになって、その議員が嫌いな人だったら、『そんなことまでは別にしなくてもいいか』、みたいな感じになっちゃうけどさ。ボスが一生懸命、国の制度設計のために活動をしているのだったら、政策秘書として、『何かできることないかな』って、能動的に考えるようになるよね」

——この人のために一肌脱ごう、みたいな感覚でしょうか。

『『この人のために』』ということころは、やっぱりあるよね」

——そこは、永田町と霞が関の違い、つまり政策秘書と官僚との違いにもつながりそうですね。官僚は組織に忠実だと思うのですが、政策秘書は個人に対して忠誠心が強いというか、属人的な気がします。

「そう。政策秘書試験を受けて、政策の専門家という、少なくとも自負心を持ってこの業界に入ってくる。でも、入った先の、そこで仕える議員や、議員事務所というのは、千差万別なわけでしょう。そのなかにおいて、『自分が政策秘書としてできることはなんだろう』と考えることが、政策秘書として務めるということなんじゃないのかな。そして結果として、選挙でボスといっしょに討ち死にするかもしれない。仕えていくうちに仲違いするかもしれないし、『お互い最後までよく頑張ったな、ありがとう』って言われることになるかもしれないし。それはしょうがないよね。人生だからね」

<つぎに、政策秘書といわゆる「選挙対策活動」との関わりについて質問をした。先行研究では、何らかの歯止めをかけるべき、服務規程で禁止すべき、といった意見が多くみられた問題である。>

——政策秘書が選挙や、地元での活動を行うことについて、どう思われますか。ネガティブな意見も多いですけど。

「選挙に関しては、『先生は地元に来なくても大丈夫です』と言われるぐらいに積極的に担っていくのも、それも1つの政策に関連した仕事かなと思うよね。だって地元の人と交わるなかで、いろんな要望を吸い上げて、それは実は政策に反映されていくわけだよ。制度上、政策秘書を議員の下にぶら下げている限りにおいては、必要でもあると思うし。選挙のスタッフとしても頑張ること、次に当選した時にさ、その政策秘書も、事務所内でそれだけの『発言力』とか『パワー』を身につけていくことになる」

——国会議員からの信頼が増す、ということですか。

「信頼もそうだし、地元の人との関わりもそうだしさ。『選挙の手伝いもしてないで、当選して万歳の時だけ来たな』っていう政策秘書に対して、腹を割って話をしたいかどうかってことになると思う。『政策秘書制度の趣旨からして、選挙はあなたの主な職務ではないとわかっている。わかっているけど、なんだこの野郎』って内心みんな思うんじゃないかな（笑）」

「政策秘書っていう肩書きだけで仕事できない。肩書きも大事なんだけど、肩書きでずっとはできない仕事だからさ、政策秘書は。霞が関に採用されたキャリア官僚の人たちも、1年目から一生懸命、業務の中で色々ともまれていくわけでしょう。もし20代で政策秘書になったのだったら、そしてもしその議員の下でずっとやりたんだしたら、選挙を避けて通らずに、地元活動や選挙からも経験を積まないといけないと思う」

## 5. 考察

2023年11月10日に行ったインタビューを通して、政策秘書の勤務実態の一端を明らかにすることができた。本章では、今回確認できた内容を整理し、考察を加えたい。

まずは、政策秘書が果たしている機能について考えてい。あくまで一つのケースではあるが、今回のインタビューから、政策秘書が果たしている「機能」について、以下の機能があることが示唆された。

- ① 国会議員、選挙区、業界団体、行政官庁のあいだにはいる「仲介者」機能
- ② 委員会質問等における「ファクトチェック」機能
- ③ 広報・宣伝業務を通じた「政治情報の伝達」機能

まず①について述べる。今回のインタビューから、政策秘書が、地元有権者や業界団体、行政官庁など多様な人々・団体と関わりながら、業務を進めていることがあらためて浮き彫りになった。先行研究では、政策秘書に

ついて「政治家に対して多様な『知』を媒介することを職分とする政策担当秘書は、政、官、学、財、メディアの各界を主体的に泳ぎ回り、その各界の人士と対等な立場で涉り合える存在でなければならない」[櫻田・佐々木2002:76]と指摘されている。事務所によってどこに力点を置くかは異なるが、先行研究が例示した「政、官、学、財、メディア」に地元有権者も加えた、様々なステーク・ホルダーとコミュニケーションを図っていく業務の一端を確認できた。ステーク・ホルダーと国会議員とのあいだに政策秘書が入り、「仲介者」としての機能を果たしている実態を垣間見ることができた。

つぎに、②について述べる。政策秘書の仕事の中でも、特に重要なものが、委員会質問の準備とフォローである。委員会質問は、政治家の信頼を左右する場面でもあり、政策秘書は事前に質問内容の作成を進める。その際、事実確認や数字の確認を行っている様子もうかがえた。こうした「ファクトチェック」は、有意義な委員会活動に不可欠なものである。また、SNSが普及した今日では、偽・誤情報の拡散を防止する必要性が、以前にも増して高まっている。ファクトチェックの役割を政策秘書が積極的に果たしていくことは、政治に関する偽・誤情報の拡散を防止することにつながる。公共の利益を守る重要な任務の一つと考える。

さいごに、③について述べたい。大沼氏は、委員会質問後において、質問内容を分かりやすい形で、各種メディアを通して地元有権者に届けるという仕事を担当していた。すなわち「広報・宣伝」である。こうした仕事には、政策に精通した政策秘書が適任であると考えられる。広報・宣伝という仕事を通して、政策秘書は「政治情報を伝達する」という機能を果たしているのではないだろうか。今回は一人を対象としたインタビューであったため、政策秘書全体でどの程度の割合が、広報・宣伝活動に従事しているかは正確には不明であるが、大沼氏のように広報・宣伝活動を（程度の差こそあれ）行っている政策秘書は少なくないように思われる。民主主義社会において、重要な役割を担っている可能性が高いと推測される。また、今日の情報社会において、広報・宣伝が果たす役割は増すばかりである。選挙対策業務においても、ますます重きが置かれていく仕事であろう。2002年刊行の先行研究では、「研修組」にとっての選挙対策業務は「職務全体に占める比重高い。集票のための最前線活動」[平田2002:81]であるのに対して、「試験組」にとっての選挙対策業務は「職務全体に占める比重低い。議員活動の広報・宣伝など後方支援活動」[平田2002:81]と記されていた。しかし20年の時が経ち、SNSも普及した今日の社会においては、広報・宣伝は「後方支援活動」というよりもはや「最前線活動」といったほうがよい。試験組の政策秘書にとっては、活躍する場が広がってきているともいえるだろう。

なお最後に、よく議論となる「選挙対策活動」との関

りについて考えたい。先行研究では、政策秘書が「選挙対策活動」に携わることについて、何らかの歯止めをかけるべき（もしくは禁止すべき）との意見が多かった。こうした先行研究で多く見られた提言から考えると、大沼氏の回答は意外なものであった。大沼氏は、「選挙対策活動」に積極的な立場をとっていた。国会議員や事務所スタッフ、地元有権者との信頼関係を強めるためにも、選挙対策活動は必要であるとの見解だった。「選挙対策活動」は、政策秘書の職務を全うするために必要ではないかと考えているのである。やはりそれは、大沼氏の政策秘書としての経験からくるものだと推測される。大沼氏は、「霞が関を相手に政治をやってるんじゃない」と最初に仕えた増子議員から言われたと語っていた。地元や業界団体と密にコミュニケーションをとり、政治に向き合う姿勢が求められていたといえる。「仲介者」としての機能を十分に果たすために、「選挙対策活動」に肯定的になっているものと思われる。

## 6. おわりに

今回の研究の結果、政策秘書が果たしている機能、そして制度の問題点について、その一端をあらためて浮き彫りにすることができた。批判されることの多い政策秘書制度であるが、今回のインタビューで、政治家と地元有権者、業界団体、官庁との間をとりもっていること（「仲介者」機能）、委員会質問の際に事実確認をしていること（「ファクトチェック」機能）、広報・宣伝活動を通して、政治情報を地元へ伝えていること（「政治情報の伝達」機能）といった三つの役割を政策秘書が果たしている可能性が示唆された。このインタビューでは、政策秘書としての経験や、政治家との関係、業務内容などについて、貴重なお話を伺うことができた。「この人のために」という政策秘書の気質の一端も明らかにすることができた。大沼氏には、本研究のためにご協力いただき、厚く感謝申し上げます。

今後は、他の政治関係者へのインタビューを通して、政策秘書制度のあり方をさらに探っていきたい。選挙区選出なのか比例区選出なのかによって、政治家や政策秘書のあり方が大きく違うことも、今回のインタビューから確認できた。より多くの政治関係者に聞き取りをおこなっていく必要がある。試験組ではなく、研修組が多数採用されていく実態についても、今後の調査課題としたい。先述の通り、民主的コントロールを政治・行政により及ぼしていく点でも、政策秘書制度は重要である。政策秘書制度の改善や発展に向けて、今後いかなる制度的措置（環境整備）が必要なのか、さらに研究を進めたい。

## 謝辞

本稿の執筆にあたっては、大沼一弘氏にインタビューの時間をとおりました。貴重なお話を聞かせていただきましたことに、あらためて御礼申し上げます。

## 参考文献

- 大窪久代 (2013) 「秘書三類型とその課題」『商経学叢』(169) 近畿大学商経、57-87.
- 大山礼子 (2011) 『日本の国会——審議する立法院へ』岩波書店
- 大山礼子 (2018) 『政治を再建する、いくつかの方法 政治制度から考える』日本経済新聞出版
- 岡田順太 (2005) 「議会主義の復権と議員秘書制度に関する一考察」『法政論叢』41 (2):28-42.
- 岡田裕二 (2004) 「理想の議員秘書制度に向けた一考察」『政財界』26 (8):26-31.
- 小池洋次編著 (2010) 『政策形成 (BASIC 公共政策学)』ミネルヴァ書房
- 櫻田淳・佐々木孝明 (2002) 「政・官プロフェッショナルのすすめ 政策担当秘書制度は、このように改革せよ」『中央公論』117 (6):70-76.
- 佐々木孝明 (2002) 「辻元清美は政策秘書を貶めた—『電話アドバイザー』では済まないハードな仕事」『文藝春秋』80(6):150-156.
- 佐々木孝明 (2009) 「私の視点 公設秘書 厳格な資格・基準を設けよ」朝日新聞2009年3月27日付 衆議院ホームページ「過去10年の実施状況」  
[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_annai.nsf/html/statics/osirase/hisho-kakojyokyo.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/osirase/hisho-kakojyokyo.htm) アクセス日時2023年11月27日
- 白水繁彦 (2016) 「女性が『自立』するということ—ライフストーリーから読み解く高学歴女性の適応の戦略」『ジャーナル・オブ・グローバル・メディア・スタディーズ』17・18:55-67.
- 新藤宗幸 (2012) 『政治主導—官僚制を問いなおす』筑摩書房
- 信田智人 (2013) 『政治主導vs.官僚支配 自民政権、民主政権、政官20年闘争の内幕』朝日新聞出版
- 中島洋 (2015) 『初学者のための質的研究26の教え』医学書院
- 橋本五郎・玉井忠幸・大久保好男 (2022) 『議員秘書の真実』弘文堂
- 濱本真輔 (2022) 『日本の国会議員-政治改革後の限界と可能性』中央公論新社
- 平田有史郎 (2002) 『議員秘書の研究』創成社
- 福本容子 (2017) 「ウラから目線：政策秘書のお仕事」毎日新聞2017年6月27日付
- 御厨貴 (2002) 『オーラル・ヒストリー—現代史のための口述記録』中央公論新社
- 御厨貴 (編集) (2019) 『オーラル・ヒストリーに何ができるか』岩波書店

## 脚注

- <sup>1</sup> 衆議院議長の諮問機関として発足した。座長は衛藤瀧吉（亜細亜大学学長）で、ほかに渡邊恒雄（読売新聞社社長）、大宅映子（ジャーナリスト）、上田章（元衆議院法制局長）、高橋祥起（政治評論家）、道正邦彦（元内閣官房副長官、元労働事務次官）が委員を務めた。
- <sup>2</sup> 「国会議員の秘書に関する調査会答申」（1991年10月）より。
- <sup>3</sup> なお学術論文では、大窪久代（2013）の「秘書三類型とその課題」が、政策秘書について取り上げている。この論文は、政策秘書、法律秘書、医療秘書の三者を比較しながら「秘書という職業の問題」[大窪2013:57]を中心に扱っている。したがって、政策秘書制度に関して、立法機能強化の観点から踏み込んで研究したものではない。
- <sup>4</sup> 福本（2017）

- <sup>5</sup> 研究方法について補足しておく。研究方法には、大別して「量的調査」（定量的調査）と「質的調査」（定性的調査）がある。量的調査とは、事象を数量化し、統計的に分析していく研究方法である。量的調査は、全体の傾向を知るのに適した方法である。しかし、「調査対象者の個性的側面は捨象せざるを得ない」[白水2016:55]という欠点がある。一方で、質的調査は「個性や特殊性を重視し、インタビュー調査結果や文書資料など、テキストや文章が中心となっている質的データを収集し、そのデータにみられる語り手や記録者の思想・考え方・哲学・信条などをくみ取ること」[中島2015:14]と定義される研究方法である。全体の傾向を一度に把握するには不向きであろうが、調査対象者の個性的側面に光をあてるには適した方法である。
- <sup>6</sup> 2024年3月時点で、国会議員に政策担当秘書として採用されている試験組の人数は76名にすぎない。詳細は衆議院ホームページ [https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_annai.nsf/html/statics/osirase/hisho-goukakyusyajyokyo.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/osirase/hisho-goukakyusyajyokyo.htm)（アクセス日時2024年9月6日）
- <sup>7</sup> なお、インタビュー内容の「記述方法」についてもここで記しておく。記述方法に関しては、大きく二つに分けることができる。すなわち、「調査者の質問とそれへの回答（語り）」を『そのまま』書き写す『対話引用方式』と、調査者が話者の語りを大幅に編集しなおす『編集構成方式』[白水2016:57]である。本稿では、インタビュー対象者の語りをできるだけありのままに伝えたいと考えたため、「対話引用方式」を基本方針として採用した。そのうえで、必要に応じて筆者による解説や見解を付記することとした。
- <sup>8</sup> 2015年の公職選挙法改正を指す。当時、最高裁判所判決によって、参議院議員選挙の『一票の格差』は違憲状態であるとされていた。そこで、鳥取県と島根県、徳島県と高知県の選挙区を統合して『合区（ごうく）』として定数を減らし、他の選挙区の定数も増減し、合計して定数を『10増10減』にした。